

# ヘルパーステーション ライフ札幌清田

訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）

重 要 事 項 説 明 書

株式会社 ライフドリーム



**訪問介護****介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス)****重要事項説明書****1. 【事業の目的】**

株式会社ライフドリーム(以下「事業者」といいます。)が開設するヘルパーステーションライフ札幌清田(以下「当事業者」といいます。)が行う指定訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護相当サービス)(以下「事業」といいます。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者その他の指定訪問介護及び指定訪問介護相当サービス(以下「訪問介護」という。)の提供に当たる従業者(以下、「訪問介護員等」といいます。)が、要介護状態及び要支援状態にある利用者(以下「利用者」といいます。)に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

**2. 【運営の方針】**

- ① 当事業者は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市区町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助を行うものとします。
- ② 事業の実施に当たっては、当事業所の訪問介護員等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。
- ③ 前各項に定めるものの他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

**3. 【事業者の概要】**

法 人 名	株式会社ライフドリーム	法 人 種 別	営利法人
代 表 者	代表取締役 河合 宏敏		
所 在 地	北海道札幌市白石区菊水元町二条1丁目8番36号		
電 話 番 号	011-872-6116	F A X 番 号	011-879-5702
事 業 内 容	①有料老人ホーム ②サービス付き高齢者向け住宅 ③訪問介護 ④(介護予防)訪問看護 ⑤居宅介護支援 ⑥(介護予防)特定施設入居者生活介護 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業		

**4. 【事業所の概要】**

名 称	ヘルパーステーション ライフ札幌清田		
所 在 地	北海道札幌市清田区美しが丘2条8丁目9番15号 コーポ光ヶ丘2-B		
電 話 番 号	011-398-7043	F A X 番 号	011-398-7044
事業所番号	0170508618		
管 理 者 名	芹田 和美		
通常の事業の実施地域	札幌市、北広島市		
損害賠償責任保険の加入先	東京海上日動火災保険株式会社		
サービス提供			
営業日	365日		
営業時間	24時間		
サービス受付			
受付日	営業日：月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始12/29～1/3を除く)		
受付時間	午前9時～午後6時		

5. 【事業所の職員体制】（令和4年4月1日現在）

職種	資格	常勤	非常勤	計	備考(兼任の有無等)
管理者	介護福祉士	1人		1人	サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	介護福祉士等	2人		2人	管理者兼務(内1名)
訪問介護員等	介護福祉士	7人	5人	12人	
	ヘルパー1級課程修了者等	1人		1人	
	ヘルパー2級課程修了者等	1人	4人	5人	
	看護師				

(1) 管理者

管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとする。また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、当事業者に対する訪問介護の利用申込みに係る調整、利用者の状態・意向の把握、訪問介護員等に対する利用者情報の伝達・技術指導、サービス内容の管理、訪問介護計画書及び訪問介護相当サービス計画書（以下、「訪問介護計画」といいます。）の作成、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者との連携を行うものとする。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、当事業所が使用する介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者であって、訪問介護の提供にあたるとともに、利用者の状況をサービス提供責任者に対して報告するものとする。

6. 【サービス内容】

訪問介護は、身体介護と生活援助の2つの種類があります。

種類	訪問介護の内容
身体介護	<p>身体介護とは、ご利用者の身体に直接触れして行う介助等と、日常生活に必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助のことをいいます。</p> <p>① 入浴、排泄、食事、清拭、体位変換、移動移乗介助など、ご利用者の身体に直接触れして行う介助ならびにこれを行うために必要な準備および後片付けのサービス。</p> <p>② ご利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のためにご利用者とともに行う自立支援のためのサービス。</p>
生活援助	<p>生活援助とは、日常生活に支障が生じないように行われる調理、洗濯、掃除等をいいます。またご利用者がひとり暮らし、または同居家族が障害、疾病及びやむを得ない事情のため、これらの家事を行うことが困難な場合に限り、提供されることとなっています。</p> <p>① 調理、洗濯、掃除、買い物など、身体介護以外のご利用者本人の日常生活のサービス。</p> <p>② ご利用者が単身またはご家族が障害疾病、その他やむを得ない事情等のため、家事を行うことが困難な場合にご利用できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>次のような行為は生活援助の内容として認められていません。</b></p> <p>① 商品の販売、農作業などの生業の援助的な行為</p> <p>② 直接本人の援助に属しないと判断される行為</p> <p>例) ご利用者以外の方に係る調理、洗濯、掃除、買い物、布団干し、主としてご利用者が使用する居室等以外の掃除、来客の応接(お茶、食事の手配など)、自家用車の洗車掃除など</p> <p>③ 日常生活の援助に該当しない行為</p> <p>例) 草むしり、草木の水やり、ペットの世話など、家具・電気機器などの移動、修繕、模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理・ペンキ塗り、植木の剪定などの園芸、正月・節句などのために特別な手間をかけて行う調理など</p>

7. 【サービス提供の流れ】

訪問介護提供の統一した流れは以下のとおりです。

① 重要事項の説明・同意・交付及び契約の締結
事業所の管理者やサービス提供責任者が相談の受付を行います。ご利用者やご家族に、サービスの内容、利用料、提供方法、事業所の概要などについて、わかりやすく丁寧に説明し、同意をいただいた上で契約を締結します。
② 訪問介護計画の説明・同意・交付
心身の状況などの把握と課題の分析を行い、他のサービス担当者との意見交換等を通し、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合は、これに添って訪問介護計画を作成します。
③ 訪問介護の開始
ご利用者に同意していただき、訪問介護計画に添って、訪問介護の提供が開始されます。
④ 経過の観察・評価
ご利用者の心身の状況に変化はないか、訪問介護の効果はどうかなどの評価を継続して行います。 ※ 心身の状況の変化などにより、サービスの内容に変更の必要性がある場合には、再度適切な訪問介護が提供できるよう援助いたします。

#### 8. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

訪問介護の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

#### 9. 【守秘義務・個人情報の保護】

- ① 事業所は、訪問介護を実施する上で知り得た、ご利用者またはご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
- ② 事業所は、その業務に携わる訪問介護員等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得たご利用者またはご家族などの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

#### 10. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する訪問介護の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責めに帰すべき事由による場合は損害を賠償します。

#### 11. 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者およびご家族は以下の事項についてご理解していただき、当事業所が行う訪問介護の提供にご協力ください。

- ① ご利用者の疾患および心身の状態などの事項は、訪問介護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、サービス提供責任者等が行う状況把握にご協力ください。
- ② ご利用者の急激な体調の変化などの事項は、訪問介護を行う上で重要な情報です。すみやかに、かつ詳細にお知らせください。
- ③ 訪問介護員は、買い物、薬の受け取り以外のお金の取り扱い(預金通帳を預かる等)はできません。
- ④ お金の管理が困難な場合には、成年後見制度や権利擁護事業の利用をご検討ください。なお、制度の内容については、担当の介護支援専門員や当事業所の管理者、またはサービス提供責任者にお問合せください。
- ⑤ ご利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵預り証を取り交わします。
- ⑥ 物品等の破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。
- ⑦ 訪問介護員は、法律により医療関連行為(床ずれの処置、マッサージ等)はできません。

- ⑧ 訪問介護員個人の電話番号や住所はお知らせできませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑨ 訪問介護員への仕事中の茶菓、お礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- ⑩ 訪問介護の内容の変更に関しては、事業所の管理者またはサービス提供責任者にご相談ください。

12. 【相談・苦情の対応】

サービスの内容および個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

事業者の窓口	所在地	北海道札幌市清田区美しが丘2条8丁目9番15号 コーポ光ヶ丘2-B
	電話番号	011-398-7043
	受付時間	9時00分～18時00分
	担当者	管理者：田中 雅江
市町村の窓口	所在地	札幌市介護保険課
	電話番号	011-211-2972
	受付時間	8時45分～17時15分
公的団体の窓口	所在地	北海道国民健康保険団体連合会
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9時00分～17時00分

令和 年 月 日

訪問介護等の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

**事業者**

<事業者名> 株式会社ライフドリーム  
 <所在地> 〒003-0822 北海道札幌市白石区菊水元町二条1丁目8番36号  
 <代表者名> 代表取締役 河合 宏敏

**説明者**

<事業所名> ヘルパーステーション ライフ札幌清田  
 <担当者名> \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から訪問介護についての重要事項の説明および当該重要事項説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

<ご利用者> 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 住所 \_\_\_\_\_  
 <代理人> 氏名 \_\_\_\_\_ (印)